

(仮称) 厚木市環境教育等行動計画の構成について

第 I 章 計画の基本的事項

○環境教育等とは

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」）において「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」とされています。

○環境教育等の必要性

本市では、令和2年2月にゼロカーボンシティを表明するとともに、カーボンニュートラルに向けて長期的な取組が必要であり、環境教育・環境学習の重要度が一層高まっています。

○計画の位置付け

本計画は、「第10次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第8条に基づく行動計画としての側面を備え、本市の環境教育に関する方針と具体的な施策を示します。

環境教育等促進法（抜粋）

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に關し実施すべき施策に関する事項
- 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

○計画の期間

令和6（2024）年度から令和12（2030）年度まで
なお、令和8（2026）年度策定予定の第6次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

第 II 章 環境教育の将来像

- ・目指すべき将来像
「環境問題を自分ごととして捉え、その解決に向け、周囲と連携し、主体的に行動できる人材・地域づくり」
- ・計画の柱
- ・施策体系

第 III 章 今後の推進方策

- ・環境教育等の進め方
- ・施策

第 IV 章 進行管理

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。



(仮称) 厚木市環境教育等行動計画の体系イメージ

